



# 香取市男女共同参画計画

- 互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域のために -



香 取 市



# はじめに

少子高齢化や高度情報化の進展、あるいはライフスタイルの多様化など、社会情勢の急速な変化は、地域においてさまざまな課題を生み出しています。



このような中で、男女共同参画社会基本法の制定から10年が経過し、地域の中で生活する一人ひとりの多様な価値観が尊重され、さまざまな活動への参加や選択の機会が平等に確保されることにより、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に求められています。

こうした社会の実現を目指し、暮らしやすい地域をつくっていくためには、その地域に暮らす一人ひとりが目標を共有しあい、それに向かって地域ぐるみで取り組んでいくことが重要です。

本計画の策定にあたっては、市民の皆様の声を広く反映させたいとの思いから、市民意識調査の実施や意見交換会等の開催など、さまざまな機会を通じてご意見をお聴きし、市民の皆様方との協働により作り上げました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様や各種団体、企業、関係機関の方々とともに、協働して地域における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。今後とも皆様方には、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を頂戴いたしました多くの市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました香取市男女共同参画推進懇話会並びに関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成22年3月

香取市長  
宇井成一



## 目 次

香取市男女共同参画計画とは	1
第1章 計画の概要	
1. 計画の目的	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6
第2章 計画の考え方と目標	
1. 基本理念	9
2. 基本目標	10
3. 体系	12
第3章 計画の内容	
基本目標 . 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	17
施策の基本方向1 . 家庭環境の充実	18
施策の基本方向2 . 多様な働き方への支援	22
基本目標 . 地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進	27
施策の基本方向1 . 意識の是正と制度・慣行の見直し	29
施策の基本方向2 . 互いに支えあう地域の推進	31
基本目標 . 互いの人権が尊重される地域社会の推進	35
施策の基本方向1 . 意識の醸成と相談体制の拡充	36
施策の基本方向2 . 暴力の防止と被害者支援の充実	39
施策の基本方向3 . 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進	40
施策の基本方向4 . 健康支援と生き方支援の促進	43
基本目標 . 誰もが多様な生き方ができる体制の構築	45
施策の基本方向1 . 情報共有、参加・選択機会の平等の推進	46
施策の基本方向2 . 意思決定過程への参画支援	48
施策の基本方向3 . 協働による体制づくりの推進	50

## 参考資料

1. 香取市の男女共同参画の取り組み	55
2. 世界・国・県の男女共同参画の動き	57
3. 男女共同参画社会基本法	59
4. 香取市男女共同参画推進懇話会設置要綱	65
5. 香取市男女共同参画推進懇話会委員名簿	66
6. 香取市男女共同参画推進本部設置要綱	67
7. 用語の解説	68

(文中で 印を付記した用語については、解説があります。)

# 香取市男女共同参画計画とは .....

少子高齢社会の進展、ライフスタイルの多様化をはじめとした社会情勢の急速な変化は、地域においてさまざまな課題を生み出しています。

このような中で、将来にわたり持続可能な社会であるためには、男女が性別にかかわらず、さまざまな活動に自由に参加でき、選択の機会が平等に与えられることで、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

国において平成 11 年に策定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。言い換えれば、これまでの社会のあり方を男女平等の視点に立って、仕事、家庭、地域などあらゆる分野で見直しをすることにより、誰もがいきいきと活躍できる社会を描くことができます。

これまでに「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など法整備の枠組みはされてきましたが、身近な地域社会のなかでは長い間に形成された性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行により、家事や育児・介護等の役割分担は女性に、家計を支える負担は男性に偏るなどの現状をみることができます。

こうした現状は、急速な少子化の背景の一つとされ、働き方をめぐるさまざまな課題が指摘されており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）はこれからの男女共同参画においても重要な課題となっています。

一方、同基本法では、5つの基本理念とともに、国、地方公共団体、国民それぞれが果たすべき責務を定めており、地方公共団体の責務として「基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む」及び「地域の特性を活かした施策の展開」が掲げられています。

そこで、本市においても、男女共同参画社会の実現を目指し、これまでさまざまな施策の展開を図って参りました。しかしながら、社会の動きに連動し、地域の深刻な課題が徐々に浮き彫りになってきています。

そのため、これらの課題を解決し、暮らしやすい地域をつくっていくためには、地域の中で生活する一人ひとりの多様な価値観が尊重されることで、暮らしていくことの楽しさが実感され、相談できる仕組みや支えあう体制などにより、地域におけるさまざまな課題の解決に向け、男女がともに手を携えあい地域ぐるみで取り組んでいくことが重要であることから、その指針となる計画を策定することとしました。

本計画では、市民意識調査の結果を踏まえ、調査結果から導き出された課題を目標に設定し、その課題解決に向けた施策の方向を定めるとともに、市民との意見交換会

を開催するなど、市民との協働により作り上げ、市民の意見を反映させることに重点を置き策定しました。

また、まちづくりの基本指針である香取市総合計画では「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」を基本理念にさまざまな取り組みが行われています。本計画もそうした取り組みの一翼を担い男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うために必要な施策と位置づけることができます。

さらに、本市では香取市市民協働指針（かとりの風）を策定していますが、本計画の推進にあたり、この指針を併せて推進することによって、総合的かつ実践的な施策の展開が図られ、誰もが心豊かに暮らせる社会の実現に資することができると思っています。

したがって、本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女を取り巻く地域のさまざまな課題を、市民をはじめ、各種団体や企業などの多様な主体と行政との協働により解決するために策定するものです。



# 第1章 計画の概要

---



# 1 . 計画の目的

男女共同参画社会基本法に基づいて策定された国の男女共同参画基本計画は平成17年に第2次が策定されています。

本市においても同計画の趣旨や理念等を踏まえ、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かちあい、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進するため、ここに香取市男女共同参画計画を策定しました。

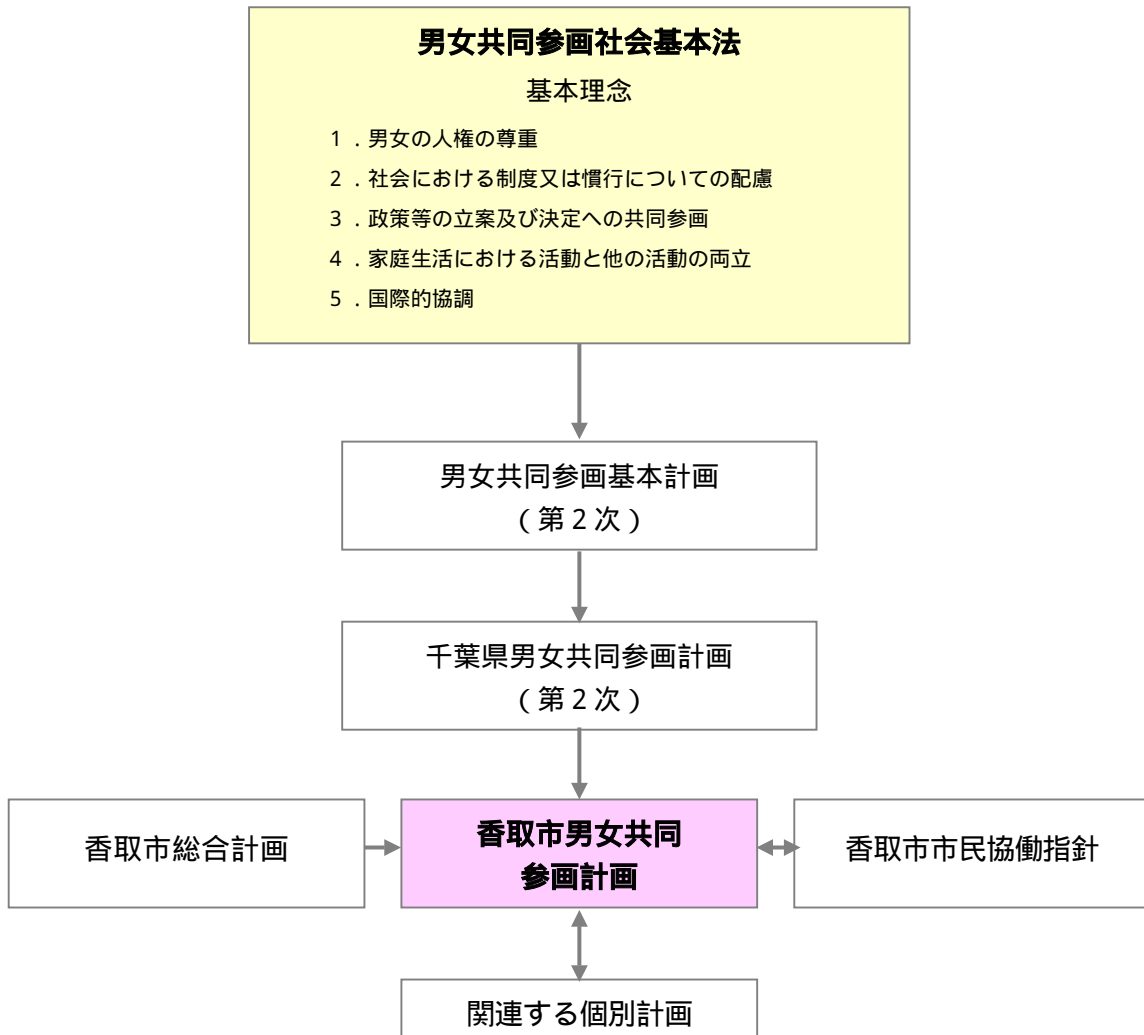
# 2 . 計画の位置づけ

(1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」「男女共同参画基本計画(第2次)」及び県の「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を踏まえて策定しています。

(2) この計画は、「香取市総合計画」の部門計画として位置付けられ、他の関連する部門計画との整合性を図りながら策定しています。また、「香取市市民協働指針(かとりの風)」との双方向のかつ一体的な関連性に配慮し策定しています。

(3) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて市が目指している方向性や方策を明らかにすることにより市内で活動する市民、企業等の理解と協力を期待するものです。

## 計画の位置づけ



## 3 . 計画の期間

この計画の期間は、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間とします。ただし、今後の社会情勢や環境の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の考え方と目標

---



# 1 . 基本理念

## 互いに支えあい、 一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域

男女共同参画社会の実現は、「香取市市民協働指針（かとりの風）」においても、「互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域でありましょう。」という一つの柱の中に位置づけられていることから、指針との一体的な関連性に配慮し、この柱を本計画の基本理念とします。

「互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域」とは、男女が共に協力しあい、互いの人権を尊重しつつ、さまざまな活動に自由に参加でき、多様な生き方を選択できる機会が平等に確保され、共に責任も分かちあう地域を意味しています。

この基本理念は、市民、企業、行政が互いに連携し、それぞれ役割を分担しあいながら、協働して地域における男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが重要であることを示しています。

## 2. 基本目標

基本理念を踏まえ、次の4つを基本目標とします。

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

アンケート調査では、仕事と家庭生活等との関係において現状は「仕事を優先」とする人が最も多いものとなっていますが、希望としては「仕事を優先」は少なく、「仕事と家庭生活をともに優先したい」及び「仕事と家庭と地域・個人の生活をともに優先したい」が大半となっています。

こうした希望を叶えるため、男女が仕事と家事、育児・介護の家庭生活及びその他の活動のバランス、いわゆる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることで、従来の仕事中心の生き方を見直し、職場、家庭、地域のバランスのとれたライフスタイルを目指します。

また、結婚等を理由に離職した女性など、働こうとする女性にとっては「周囲の理解・協力」が重要な要素であることから、就労につながる支援に努めます。

### (2) 地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進

アンケート調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担意識は、国の調査と比べ低いものとなっていますが、具体的な場である「家庭」や「学校教育」「社会通念や慣習」などにおいては、男性の方が女性よりも優遇されていると考える市民の割合が高くなっています。

性別による固定的な役割分担意識を前提とした制度、慣行は男女共同参画の推進を阻害する要因となることから、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において男女平等への認識を深めるとともに、必要に応じて見直しを図ります。

また、これからの少子高齢社会に対応するために、性別を問わず誰もが安心して暮らせる地域づくりを協働により推進します。

### (3) 互いの人権が尊重される地域社会の推進

21世紀は人権の世紀とも言われます。アンケート調査では、約4人に1人が「人権を侵害されたことがある」としています。男女とも互いの性を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは何よりも必要とされます。

配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、身体的、精神的な暴力に対しては、人権の擁護という観点から取り組みを強化していくことが求められることから、被害者への支援を図ります。

男女の人権が尊重しあえるようにするためには、家庭、学校、地域、職場における



教育・学習の果たす役割が重要であることから、学校教育や生涯学習の充実などに努めます。

一方、女性は思春期からの生理、妊娠、出産など生涯を通じて男性とは異なった身体的特徴があり、こうした点を考慮した女性への健康支援を図ります。

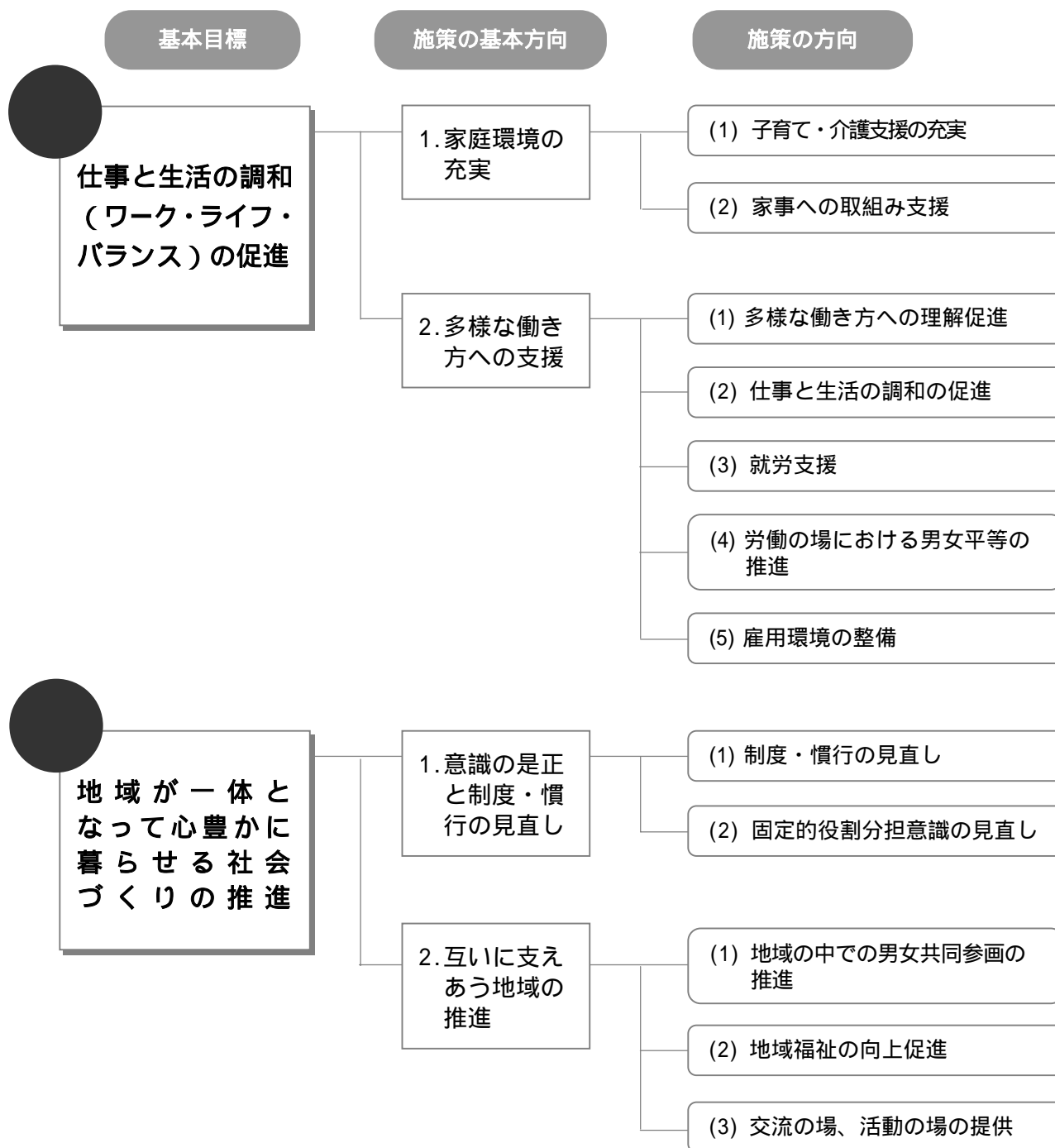
#### (4) 誰もが多様な生き方ができる体制の構築

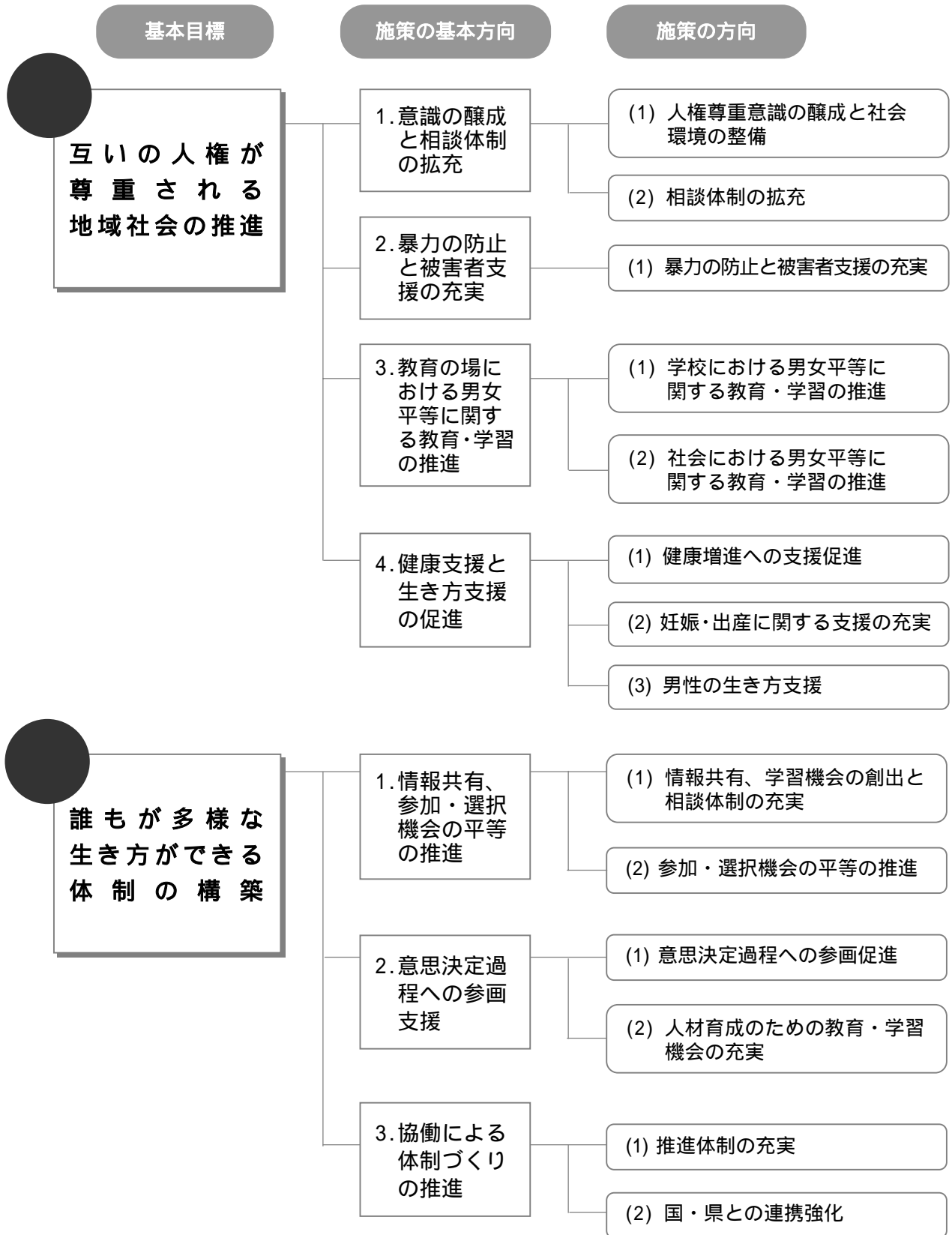
男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくことができるよう、機会の平等が確保され、固定的役割分担意識の見直しとともに、市民一人ひとりの自立意識や能力を高めることができるよう情報共有、学習機会の創出などに努めます。

また、本市においては意思決定過程への女性の参画は不十分であることから、女性が参画できる体制づくりに向けた支援に努めます。

本計画の実現に向け、市民、企業、行政が協働により取り組みます。

### 3 . 体系







## 第3章 計画の内容

---



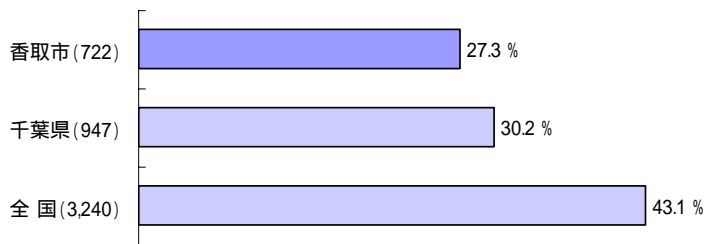
## 基本目標

# . 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

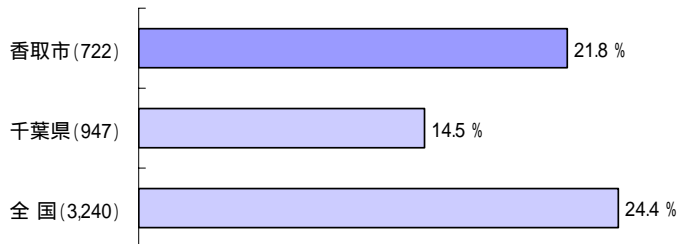
男女がともに自立した存在として職場と家庭・地域生活を両立できる環境づくりに協働で取り組みます。

目 標	平成 20 年度 現 状 値
「家庭生活」における男女の平等感を高める	27.3%
「職場」における男女の平等感を高める	21.8%

### 「家庭生活」における男女の平等感



### 「職場」における男女の平等感



注：( )内は回答者数

資料：【市】市民意識調査(H20) 【県】県民意識調査(H16) 【国】世論調査(H21)

## 施策の基本方向

### 1. 家庭環境の充実

### 2. 多様な働き方への支援

## 施策の基本方向 1 . 家庭環境の充実

### 【 現状と課題 】

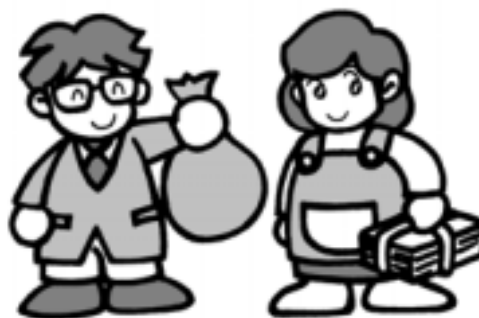
家庭における男女共同参画を推進するためには、男女が互いに協力して家族の一員としての責任を担うとともに、子育てや介護に対する社会的な支援が求められます。

これまで家事や子育て・介護は女性の役割と考えられ、現在もその多くを女性が担っている状況にあります。育児・介護休業法など子育てや介護等の法整備は図られてきましたが、実態としては職場に利用しにくい雰囲気があったり、子どもを持つ女性の周囲への気兼ね意識などから十分に活用されていない現状にあります。

アンケート調査において、日常的なさまざまな仕事に対する「夫婦(男女)同程度」の理想と現実の乖離が大きいのは、「子どもの学校行事等への参加」「乳児・幼児の世話」「役所等への用事・書類の作成」などをあげることができます。また、「仕事と家庭生活等をともに優先したい」と考えている人が6割を超えているなかで、現状では3割程度と、仕事と家庭生活等を両立しにくい現実となっています。

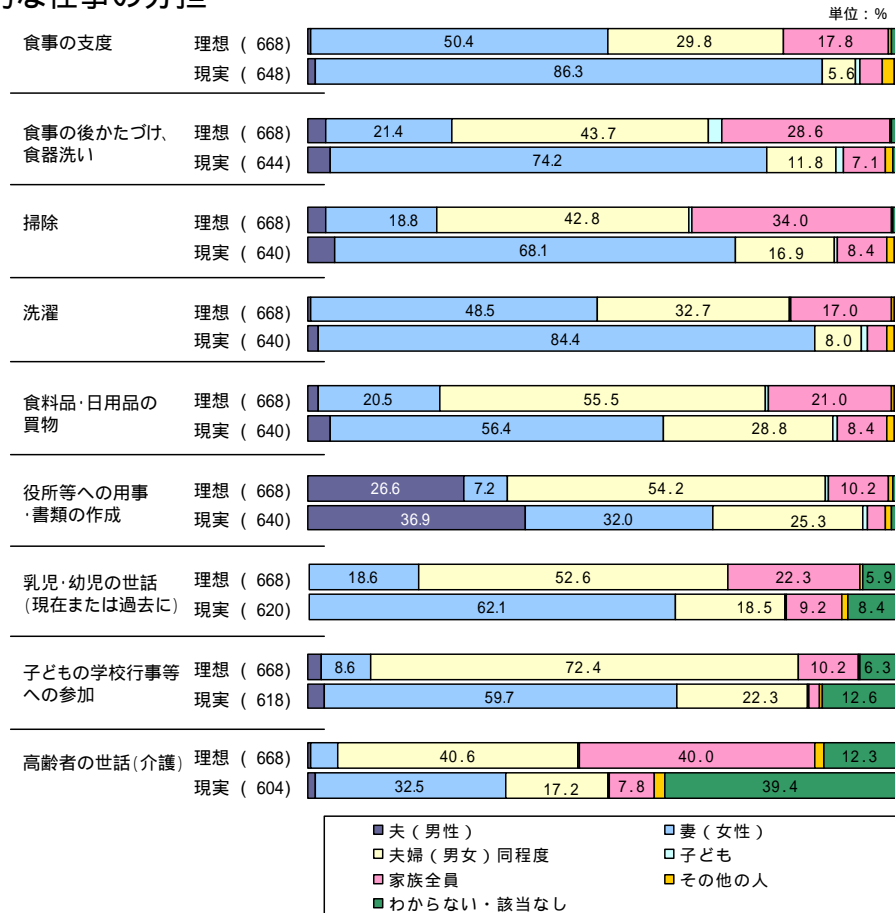
男女が共に仕事と家庭生活等を両立していくためには、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境を整備すること」や「育児・介護休業中の賃金や手当などの経済的支援を充実すること」「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長など保育内容を充実すること」といった各種制度や支援の充実が「周囲の理解と協力」の回答とともに上位にあげられています。

仕事と家庭生活を両立するための環境整備の充実に向け、市民、企業、行政が協働で取り組みます。



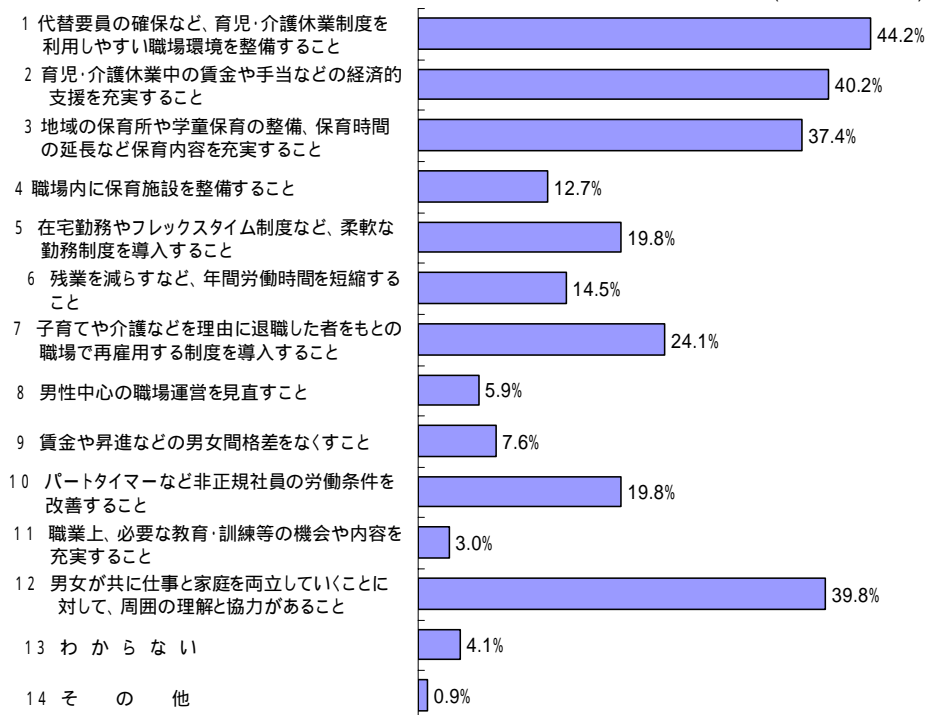


## 日常的な仕事の分担



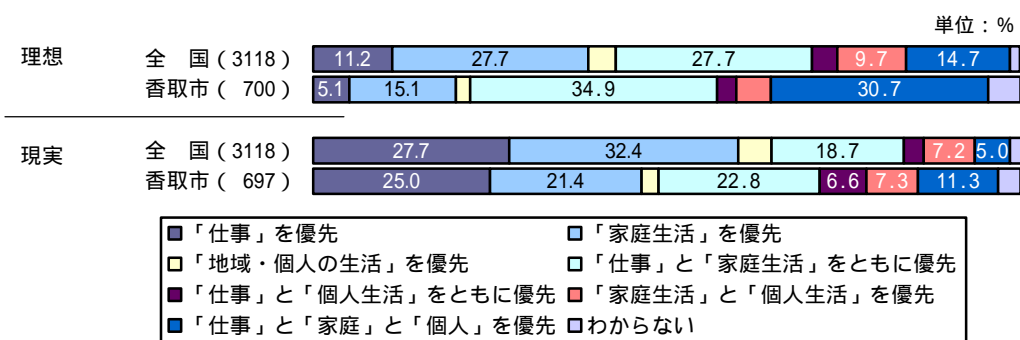
## 仕事と家庭生活両立のための環境整備

(回答者数=660)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 20 年

## 仕事と家庭生活の理想と現実



### 【 施策の方向 】

#### ( 1 ) 子育て・介護支援の充実

子育てや高齢者等の介護をする人、その家族が安心して仕事や地域活動に参画できるよう、さまざまな働き方に対応した支援の充実を図るとともに、育児・介護休業制度の定着と利用促進を図ります。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児医療費助成の充実	経済的負担を軽減するため、乳幼児の医療費の助成を行います。	子育て支援課
乳児保育・延長保育の充実	安心して働きながら子育てができるよう、産休明け乳幼児保育及び早期・夜間の延長保育の充実を図ります。	子育て支援課
一時保育の充実	保護者の勤務形態や病気等により、緊急・一時的に保育に欠ける児童に対する保育の充実を図ります。	子育て支援課
病児・病後児保育の検討	多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育について検討します。	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	保護者が働きやすい環境整備のため、学校の空き教室等を利用した放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て支援課
地域子育て支援センターの充実	子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルの育成支援などを行います。	子育て支援課
ファミリーサポートセンターの充実	乳幼児や児童を自宅で預かる等、子育てに関する援助を受けたい人と、援助を提供できる人が会員となり、その間をセンターが調整し、会員相互の援助活動の充実を図ります。	子育て支援課

地域における子育て支援体制の整備	地域で子育てを支える機運を醸成し、地域ぐるみの子育て支援体制を整備します。	子育て支援課
保育所についての情報提供の充実	保護者が働きやすい環境づくりのため、保育所の入所等に関する情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
子育てに関する相談及び情報提供の充実	子育てに関する悩みを相談しあえるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。	子育て支援課
育児・介護休業法制度の普及・啓発	リーフレット等の配布により、育児・介護休業法の普及・啓発を行います。	子育て支援課
保健福祉サービスの充実、介護予防の推進	健康診査、健康づくりのための運動や学習機会、仲間作り、ボランティア活動を通して、介護予防の推進を図ります。	国保年金課 健康づくり課 介護福祉課
在宅福祉サービスの充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるよう、配食サービス等の生活支援対策を充実させるとともに、安全対策など、地域密着型サービスの基盤整備を図ります。	介護福祉課
介護保険サービスに関する情報提供の促進	要介護等高齢者を抱える家族を支援するために、介護保険制度等に関する情報の提供を促進します。	介護福祉課
介護支援体制の充実	高齢者やその家族等からの相談に対し、適切な助言・指導を行うとともに、定期的に情報収集を行うことにより、継続的に支援していきます。	介護福祉課
障害福祉サービスの充実	ホームヘルプサービス・ショートステイ・日中一時支援事業等の各種事業を実施し、障害者及び介護者の日常生活や社会生活を支援します。	障害福祉課
ひとり親家庭への生活支援の充実	ひとり親家庭に対する医療費助成の実施等、生活面での自立を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課

## (2) 家事への取組み支援

男女が家族の一員としての役割を担うことができるよう家庭内の慣行や役割分担の見直しを図るとともに、男性が家事に関わることへの理解を深めます。

事業名	事業内容	担当課
家庭における男女共同参画の促進	家族が協働して家事全般に取り組むよう、意識の啓発に努めます。	市民活動推進課
家事に関する学習機会の提供	料理教室や育児参加を促す講座等を開催します。	生涯学習課

## 施策の基本方向 2 . 多様な働き方への支援

### 【 現状と課題 】

男女共同参画社会の実現においては、男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かちあうことが求められますが、自己実現の手段の一つとして職業は重要な意味をもっています。

しかし、出産や子育てを機に離職した女性が再び職に就く機会は十分に確保されていないのが現状です。

アンケート調査において、今後どのような形で働きたいかについては、パートタイム・アルバイトを6割以上の方があげています。パートタイム・アルバイト労働は、自分の生活に合わせた時間で働ける利点はあるものの、労働条件等で改善すべき点もあり、適正な労働条件を確保していく必要があります。

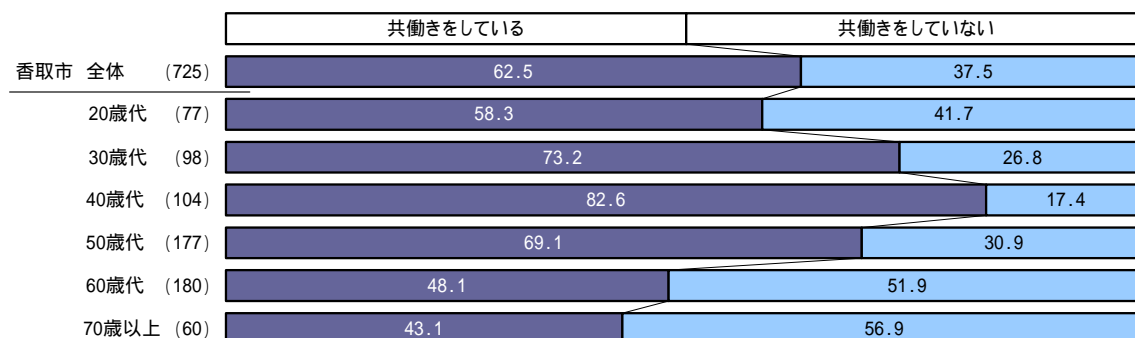
女性が働き続けられるよう支援するとともに、子育てなどで離職しても再就職をはじめとしてさまざまな活動に再び従事することができるよう、多様なチャレンジを支援します。

なお、本市では、農業、商工等、自営業に従事する女性は労働力としてだけでなく、地産地消や農産物加工、都市住民との交流等を通じ、地域活性化の担い手として重要な役割を果たしていることから、農業や商工自営業における女性の経営参画を促進するとともに、担い手として関係団体や地域の方針決定への参画についても協働により促進していく必要があります。



## 共働きの状況

単位：％

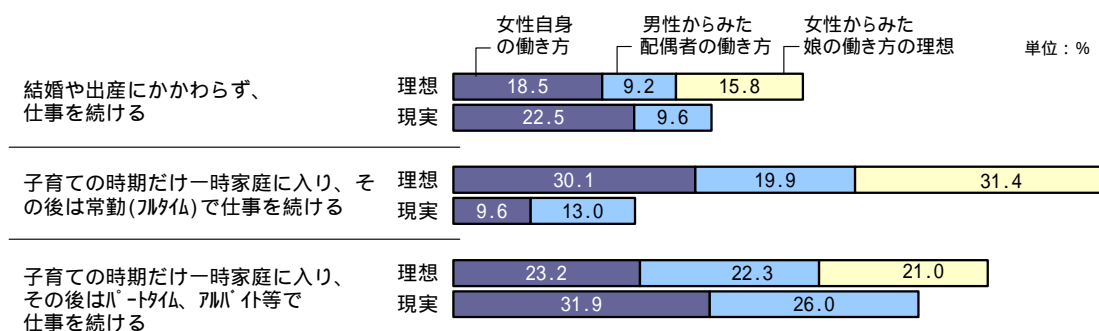


注：( )は回答者数。

資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成20年

## 就業のあり方の理想と現実

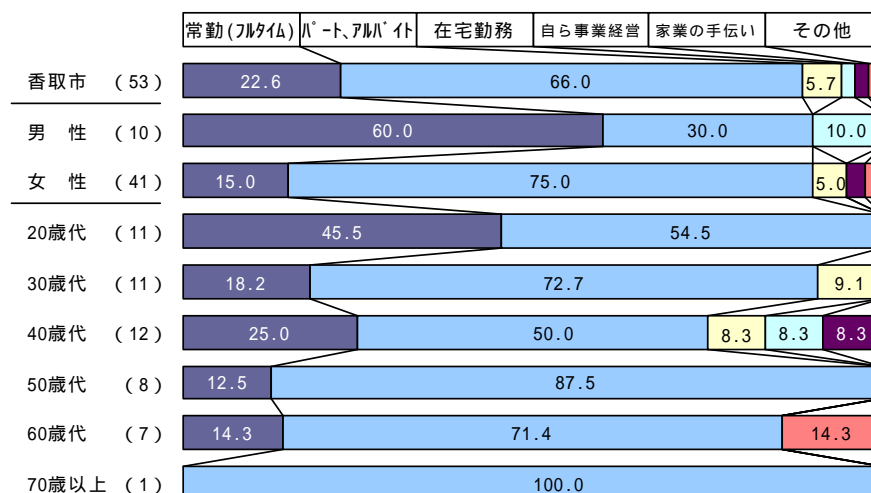
(回答者数=女性405 / 男性292)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成20年

## 働きたい形

単位：％



## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 多様な働き方への理解促進

育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度をはじめ、フレックスタイム、在宅ワーク等、働きながら子育てや介護を行う勤務形態について企業の理解を促進します。

事業名	事業内容	担当課
パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	リーフレット等を窓口を設置するとともに、企業に対する周知を図ります。	商工観光課
多様な就業形態に関する情報の収集と提供	フレックスタイムや在宅ワークなど、多様な就労形態に関する情報の収集と提供を行います。	商工観光課

### ( 2 ) 仕事と生活の調和の促進

男性の家事・子育て・介護に対する参加が当たり前と考えられるような風土を目指し、市民意識の改革と地域や職場の理解促進に努めます。また、ワーク・ライフ・バランス実現に向け、働き方の見直しに関する意識啓発や企業への取り組み支援を図ります。

事業名	事業内容	担当課
家庭におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	講座の開催等により、市民への意識啓発に取り組みます。	市民活動推進課
企業へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	リーフレット等を窓口を設置するとともに、関係機関と連携し、企業への意識啓発に取り組みます。	市民活動推進課 商工観光課
市職員へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	育児・介護にかかる休業等の制度の周知により、市職員への意識啓発に取り組みます。	市民活動推進課 職員課

### ( 3 ) 就労支援

育児・介護を理由に離職した女性の再就職を支援するため、関係機関との連携のもと職業訓練や就業相談、情報提供に努めます。

事業名	事業内容	担当課
就労や再就職に関する情報の提供	ハローワークとの連携を図りながら、就労や再就職に関する情報提供を行います。	商工観光課
起業への支援の促進	融資制度等の情報提供、学習機会の提供を通じて支援を行います。	商工観光課
職業能力・技術を習得する学習情報の提供	広報等を通じ、学習情報の提供を行います。	商工観光課

### ( 4 ) 労働の場における男女平等の推進

女性とその能力を十分に発揮することができるよう、企業及び労働者双方に対し、男女雇用機会均等法の周知を図ります。

また、農業や商工等の自営業に従事する女性の経営参画を促進します。

事業名	事業内容	担当課
男女雇用機会均等法等の普及・啓発	リーフレット等を窓口に設置するとともに、企業への普及・啓発を図ります。	商工観光課
男女共同参画に関する企業への普及・啓発	男女共同参画に関するリーフレット等を配布し、企業への普及・啓発を図ります。	市民活動推進課 商工観光課
男女共同参画に関する企業の研修等への支援	企業が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。	市民活動推進課 商工観光課
農業における家族経営協定の締結促進	家族経営が基本となる農業において、家族の就業条件を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	農政課 農業委員会
自営業等における男女の経営参画の啓発	家族経営を基本としている自営業において、男女が対等に経営参画するための意識啓発に取り組みます。	商工観光課

女性の能力発揮の促進	消費者ニーズの変化に対応し、女性の地域活性化の担い手としての活動を支援します。	農政課 商工観光課
少ない職業分野への参画支援	職業分野における性別による偏りを解消するため、男女がそれぞれ少ない分野への参画を支援します。	商工観光課

## ( 5 ) 雇用環境の整備

労働者が多様で柔軟な働き方が選択できるよう適正な処遇・労働条件が確保されるよう企業への啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課
企業への男女共同参画表彰制度の周知	千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度について、企業への周知に努めます。	市民活動推進課
育児・介護休業法制度の普及・啓発（再掲）	リーフレット等の配布により、育児・介護休業法の普及・啓発を行います。	子育て支援課



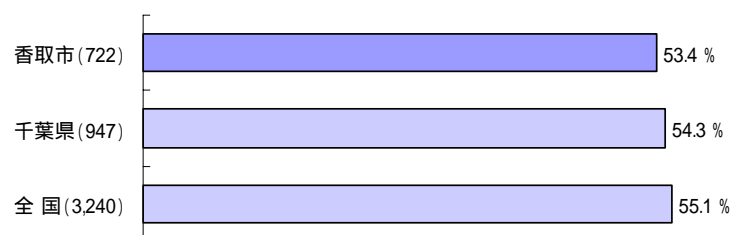
## 基本目標

# ・ 地域が一体となって心豊かに暮らせる社会づくりの推進

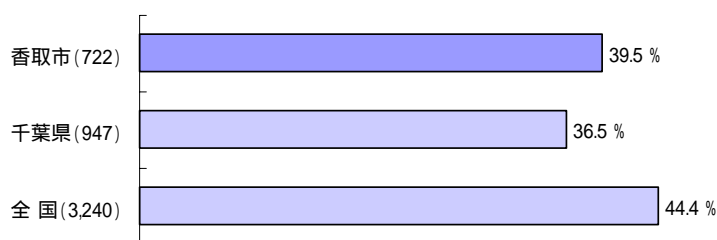
性別による固定的役割分担意識の是正に向けてさまざまな啓発・普及を行い、慣行・慣習を見直し、市民と行政との協働により取り組みを推進します。

目 標	平成 20 年度 現 状 値
「男は仕事」「女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合を高める	53.4%
「法律や制度」における男女の平等感を高める	39.5%
「社会通念や慣習」における男女の平等感を高める	10.4%

### 「男は仕事」「女は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合



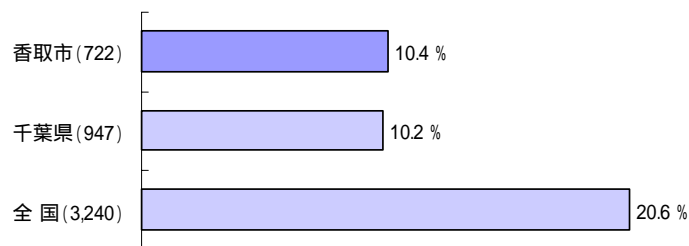
### 「法律や制度」における男女の平等感



注 : ( ) 内は回答者数

資料 : 【市】市民意識調査 (H20) 【県】県民意識調査 (H16) 【国】世論調査 (H21)

## 「社会通念や慣習」における男女の平等感



注：( )内は回答者数

資料：【市】市民意識調査(H20) 【県】県民意識調査(H16) 【国】世論調査(H21)

### 施策の基本方向

1. 意識の是正と制度・慣行の見直し

2. 互いに支えあう地域の推進

## 施策の基本方向 1 . 意識の是正と制度・慣行の見直し

### 【 現状と課題 】

あらゆる分野における男女平等の実現のためには、一人ひとりが性別による固定的役割分担意識を見直し、男女平等意識を高めることが不可欠です。

しかし、私たちの意識のなかには、本人が気付く、気付かないに関わらず、性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。こうした意識や価値観は、幼い頃からの積み重ねによって形成されてきたものであり、多くは、自らがなかなか気付かないものとして、男女共同参画社会を実現するうえで、最も基本的な障害となっています。

また、このような意識を背景として、家庭や地域においても女性を一人前と見なさないようなしきたりや慣習が残されています。

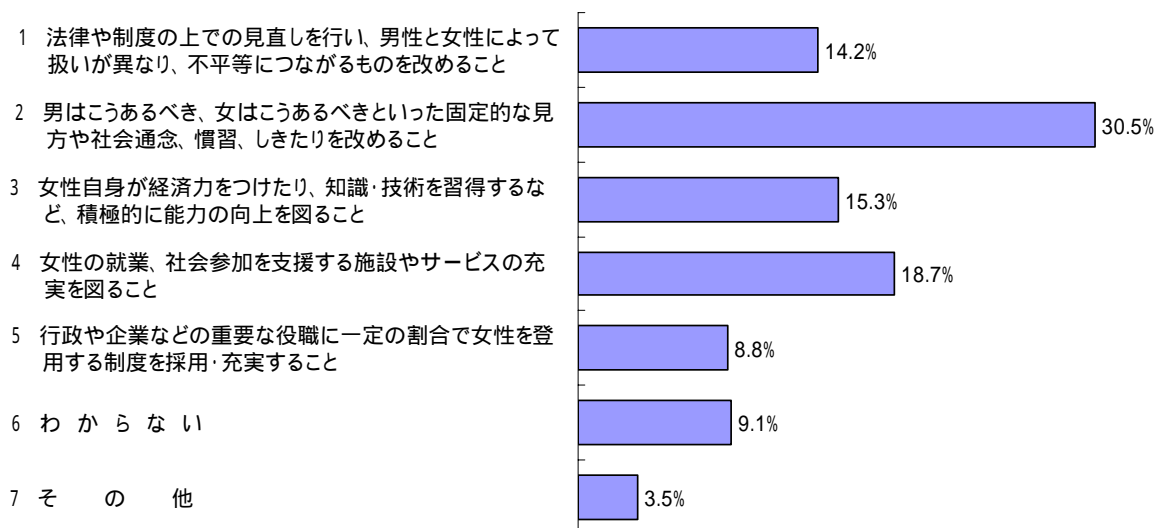
アンケート調査によると、「男は仕事」「女は家庭」という考え方について、「そう思わない」が5割を超えており、性別による固定的役割分担意識は徐々に解消されつつあります。

市民一人ひとりがこうした意識を解消するとともに、家庭や地域における慣行・慣習の見直しなどをさらに推進していく必要があります。



### 男女平等のために重要なこと

( 回答者数=706 )



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 20 年

## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 制度・慣行の見直し

男女が性別による固定的役割分担意識にとらわれず、さまざまな分野で活動できるよう家庭、学校、地域、職場における制度や慣行の見直しを働きかけます。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画の視点による制度・慣行の見直し	さまざまな分野における制度・慣行について情報収集を行い、協働により見直しを行います。	市民活動推進課
男女共同参画の視点に立った行政刊行物の見直し	男女共同参画の視点に立ち、市の行政刊行物の見直しを行い、表現の徹底を図ります。	市民活動推進課

### ( 2 ) 固定的役割分担意識の見直し

男女がともに性別による固定的役割分担意識にとられない多様な生き方を選択できる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
性別による固定的役割分担意識の見直し	「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的役割分担意識の見直しを図ります。	市民活動推進課
家事全般に関する情報や学習機会の提供	男女がともに家事を担うことの重要性を理解し、子育てや介護への男性の積極的な参加を促すため、情報や学習機会の提供を行います。	子育て支援課 介護福祉課 健康づくり課 生涯学習課 市民活動推進課

## 施策の基本方向 2 . 互いに支えあう地域の推進

### 【 現状と課題 】

地域を暮らしやすくするためには、男女が共にさまざまな地域活動に積極的に参画していくことが重要となります。しかし、近年では、少子高齢化の進行などにより、地域活動の担い手が減少し、地域コミュニティの活力低下が懸念されています。

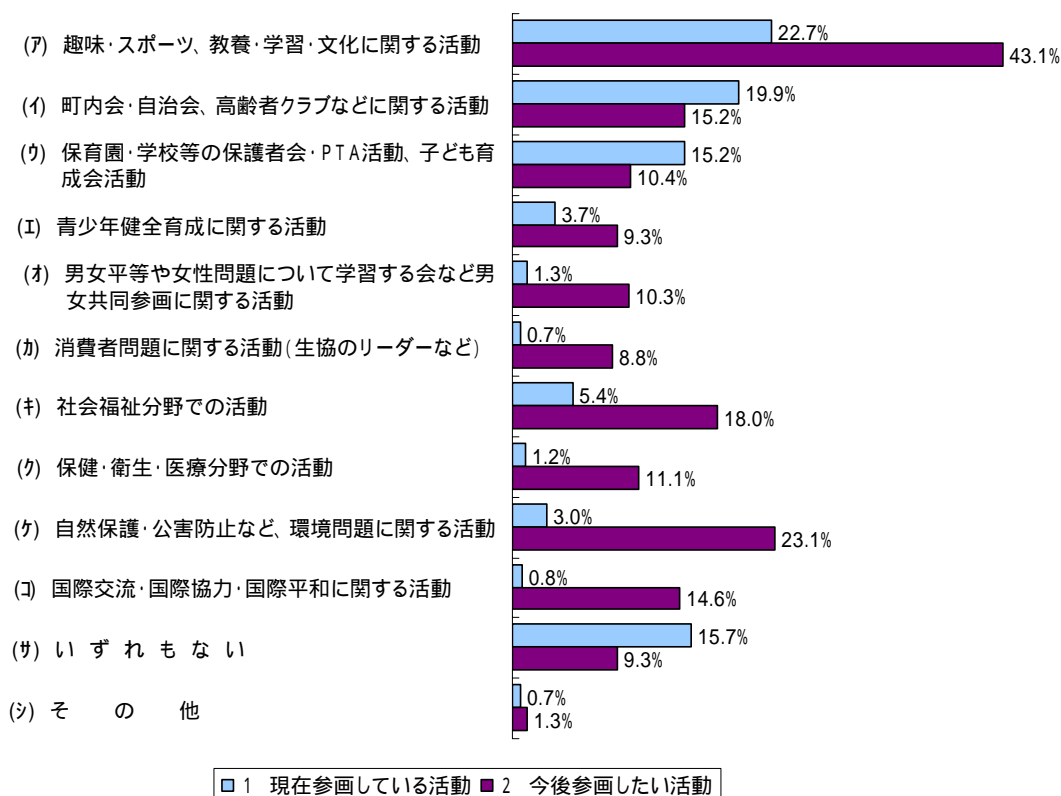
アンケート調査においても、今後地域活動へ参画してみたいと考える人は多いものの、現状ではあまり参画していない状況が見られます。また、女性が今後参画したい活動は「趣味、スポーツ、教養、学習、文化に関する活動」「社会福祉分野での活動」「国際交流・国際協力・国際平和に関する活動」など多岐にわたります。

誰もがそれぞれの個性や能力を活かして地域のなかで活躍できるよう市民活動センターを活用した支援や連携のための場づくりを市民とともに推進します。



### 地域活動への参画

( 回答者数=706 )



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 20 年

## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 地域の中での男女共同参画の推進

町内会や自治会、地域の美化活動、ボランティア活動等、幅広い地域活動に男女が積極的に参加することで、互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域を目指します。

事業名	事業内容	担当課
町内会、自治会活動への男女の共同参画意識の啓発	町内会、自治会活動への男女共同参画意識の高揚に努めます。	市民活動推進課
P T A 活動における男女共同参画の促進	P T A 活動に参加しやすい環境に配慮するよう、P T A や学校への働きかけを行います。	生涯学習課 学校教育課
子ども会活動や青少年相談員活動における男女共同参画の促進	子ども会活動や青少年相談員活動において、役割等に性別の偏りが生じないように働きかけを行います。	生涯学習課
防災等における男女共同参画の促進	男女共同参画に配慮した防災計画への見直しを行い、女性の視点を盛り込んだ防災対策を促進します。	総務課
国際交流等での男女共同参画の促進	国際理解に役立つ情報の提供を行うとともに、国際交流活動団体への支援を図り、国際的な視点に立った男女共同参画を促進します。	市民活動推進課
ボランティア活動の普及・啓発	ボランティア活動に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、情報交換・交流等を促進します。	市民活動推進課 生涯学習課

### ( 2 ) 地域福祉の向上促進

ボランティア活動の振興と関係団体のネットワーク化を促進し、男性と女性、高齢者と子ども、障害のある人となない人が、互いに手を取りあいながら地域活動に参画する地域福祉を促進します。

事業名	事業内容	担当課
地域福祉意識の啓発	地域福祉意識の高揚を図るため、福祉教育の実施等の啓発活動に取り組みます。	社会福祉課

地域福祉体制の整備	高齢期を豊かに過ごすため、一人ひとりが生きがいを持ち、孤立することのないよう地域の福祉ネットワーク体制づくりを支援します。	社会福祉課 介護福祉課
自立支援と社会参加の促進	高齢者や障害のある人が自立してその人らしく地域で暮らすことのできるよう環境整備に努め、社会参加の促進を図ります。	介護福祉課 障害福祉課
障害のある人への相談、情報提供の充実	障害者の要望・相談に応えられる環境の整備を行います。	障害福祉課
地域福祉活動の促進	ボランティア活動に関する情報提供を行い、参加機会を提供し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課

### ( 3 ) 交流の場、活動の場の提供

市民活動センターを交流、活動の場として各種講座やワークショップ の開催、団体・グループの自主活動の支援や連携など、地域において女性が活躍できる環境整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
交流や活動の場の提供	各種講座やワークショップを開催し、交流や活動の場を広く提供します。	市民活動推進課
地域で活動する各種団体に関する情報の提供	ホームページ等を活用し、地域で活動する各種団体に関する情報を提供します。	市民活動推進課
ボランティア活動の普及・啓発（再掲）	ボランティア活動に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、情報交換・交流等を促進します。	市民活動推進課 生涯学習課





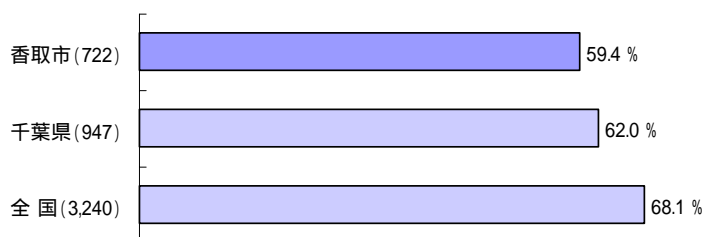
## 基本目標

# ．互いの人権が尊重される地域社会の推進

基本的人権の尊重という視点から人権の侵害につながる行為を防ぎ、男女平等への意識をつくる教育・学習を推進します。

目 標	平成 20 年度 現 状 値
「学校教育」における男女の平等感を高める	59.4%

### 「学校教育」における男女の平等感



注：( ) 内は回答者数

資料：【市】市民意識調査(H20) 【県】県民意識調査(H16) 【国】世論調査(H21)

## 施策の基本方向

1．意識の醸成と相談体制の拡充

2．暴力の防止と被害者支援の充実

3．教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進

4．健康支援と生き方支援の促進

## 施策の基本方向 1 . 意識の醸成と相談体制の拡充

### 【 現状と課題 】

男女共同参画社会においては、女性と男性がそれぞれの心身への理解を深め、互いの性を尊重し、かつ、人権を尊重することのできる社会が求められます。

その一方で、現状では、性の問題がメディアによって興味本位にとりあげられることも多く、性に関する正確な知識や情報を得ていくことが何よりも大切となります。また、一般的に、女性と男性の間に生まれる暴力は、意識的であっても、無意識であっても、そのほとんどが相手を対等な存在と認めないことから起こります。

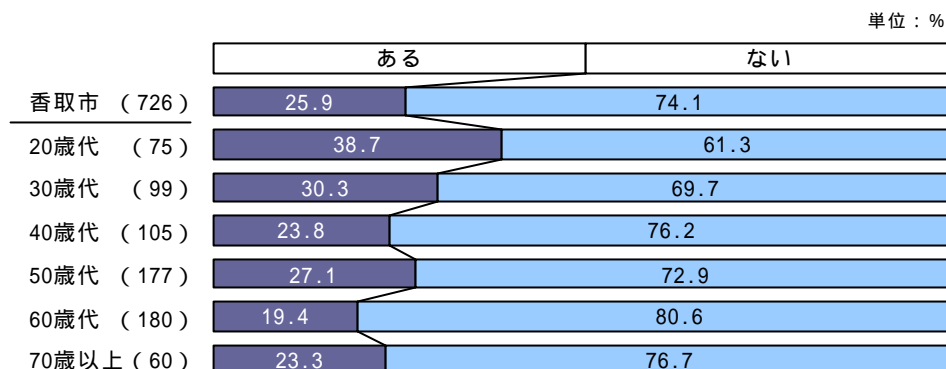
アンケート調査によると、約4人に1人がこれまでに人権が侵害された経験があると回答しており、現状では人権尊重意識が不十分であるといえます。

これは男女の人権が尊重され、その人らしく生きるという男女共同参画社会の理念に反するものです。そのため、配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力が性別による差別意識に根ざした問題であるという認識を高めていく必要があります。

男女という性別による人権侵害をなくすため、意識の醸成や相談体制の拡充を推進します。



### 人権が侵害された経験

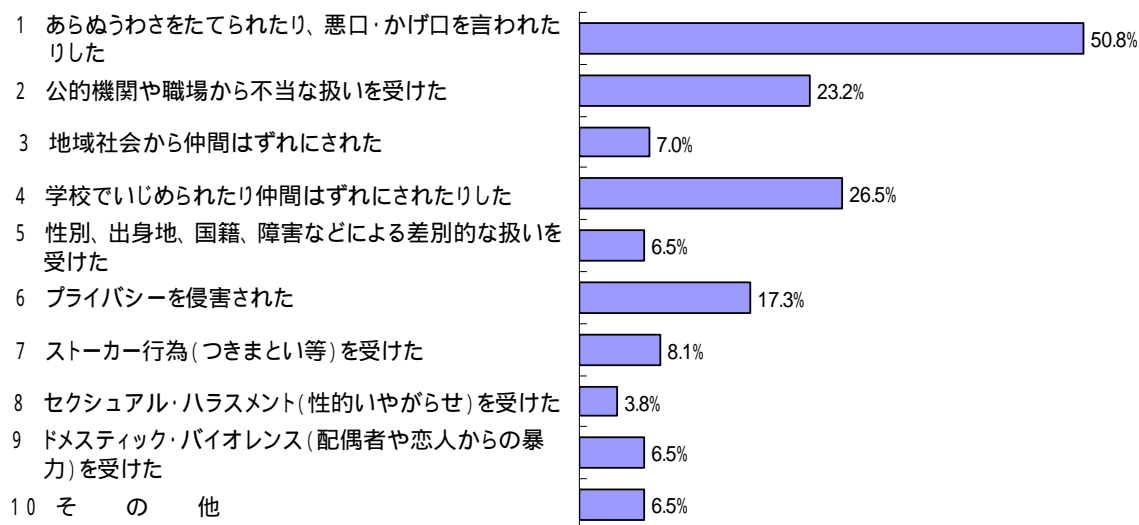


注：( )は回答者数。無回答は除く。

資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成20年

## 人権侵害の内容

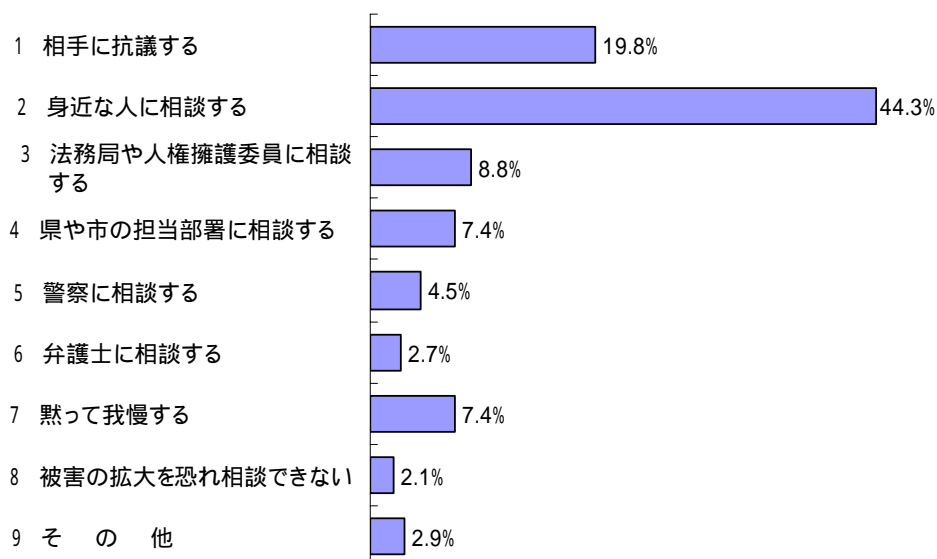
(回答者数=185)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 20 年

## 人権が侵害された時の対応

(回答者数=713)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 20 年

## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 人権尊重意識の醸成と社会環境の整備

男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメント等は人権侵害であるとの認識を広く浸透させるため、啓発活動や法律、制度の理解促進などに努めます。

事業名	事業内容	担当課
人権尊重意識の醸成	人権講演会を開催し、人権に対する意識の高揚を図ります。	市民活動推進課
人権尊重についての広報・啓発	人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動を支援します。	市民活動推進課
セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発の推進	セクシュアル・ハラスメント防止のためのポスター、パンフレットの配布の他、相談窓口の周知を行います。	市民活動推進課
DVやセクシュアル・ハラスメントに関する情報提供	DVやセクシュアル・ハラスメント等の性差に基づく人権侵害や暴力の根絶に向け、必要な情報の提供を積極的に行います。	市民活動推進課

### ( 2 ) 相談体制の拡充

性別による差別的な取扱いなど、人権侵害に関する相談窓口の設置と関係機関との連携による体制の拡充を図ります。

事業名	事業内容	担当課
相談体制の充実及び関係機関との連携強化の促進	関係機関との連携を強化し、人権に関する相談体制の充実を図ります。	市民活動推進課
関係職員への研修機会の提供	関係職員に対して、被害者への人権等に配慮することやその他必要な情報を収集できるよう、研修機会を提供し、多様化する相談内容に対応します。	市民活動推進課

## 施策の基本方向 2 . 暴力の防止と被害者支援の充実

### 【 現状と課題 】

配偶者等への暴力とは、身体的、心理的な危害や苦痛をもたらすすべての行為、また、そのような行為を行うという脅迫等を含む幅広い概念です。

このような暴力は、生活するあらゆる場面に見られますが、これまでは「家庭内のこと」「夫婦の問題」「一部の人のこと」に置き換えられ、表面化しにくかったこともあり、社会的な認識や対策も十分ではありませんでした。

アンケート調査によると、配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)やセクシュアル・ハラスメントの経験があった人は10.3%のほります。

これまで顕在化しにくかった暴力による人権侵害に対応するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称DV防止法)」に基づき、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するとともに、暴力の実態の把握と実効性のある対策に努めます。

### 【 施策の方向 】

#### ( 1 ) 暴力の防止と被害者支援の充実

配偶者等への暴力を防止するための認識の普及や意識啓発を図るとともに、被害者の安全確保のため、関係機関との連携により、速やかに対応できる環境を整備し、相談、保護、自立支援など被害者への支援を図ります。

事業名	事業内容	担当課
暴力に対する被害者への支援	男女間や世代間等でのあらゆる暴力に対する被害者支援を図ります。	市民活動推進課
DVは人権侵害であることの啓発の推進	DV啓発パンフレットを配布するとともに、広報紙やホームページ等により「女性に対する暴力をなくす運動」の周知を行います。	市民活動推進課
DVに関する相談窓口の周知	県の配偶者暴力相談支援センター等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	市民活動推進課
緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を取り、被害者に適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	市民活動推進課

### 施策の基本方向3 . 教育の場における男女平等に関する教育・学習の推進

#### 【 現状と課題 】

男女平等の意識は、子どもの頃から日常生活のなかで形成されるものであり、家庭や地域・教育の場における取り組みが重要となります。また、世代によっては意識するしないに関わらず、男らしさ、女らしさといったジェンダーのもとに子どもを育てる傾向が見られますが、性別に関わりなく、子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことが大切です。

アンケート調査における分野別の男女の地位の平等に関しては「学校教育の場」において、男性が優遇されているとの回答は、すべての分野で最も少ない約2割にとどまり、約6割の人が平等と回答しています。

こうした結果から学校教育は、比較的男女平等な場と考えられますが、子どもたちへの学校教育は、これからの男女共同参画社会を形成するうえで重要な基礎となるものです。そのため、授業だけではなく、学校の日常生活や行事等においても積極的に男女平等への取り組みが求められます。

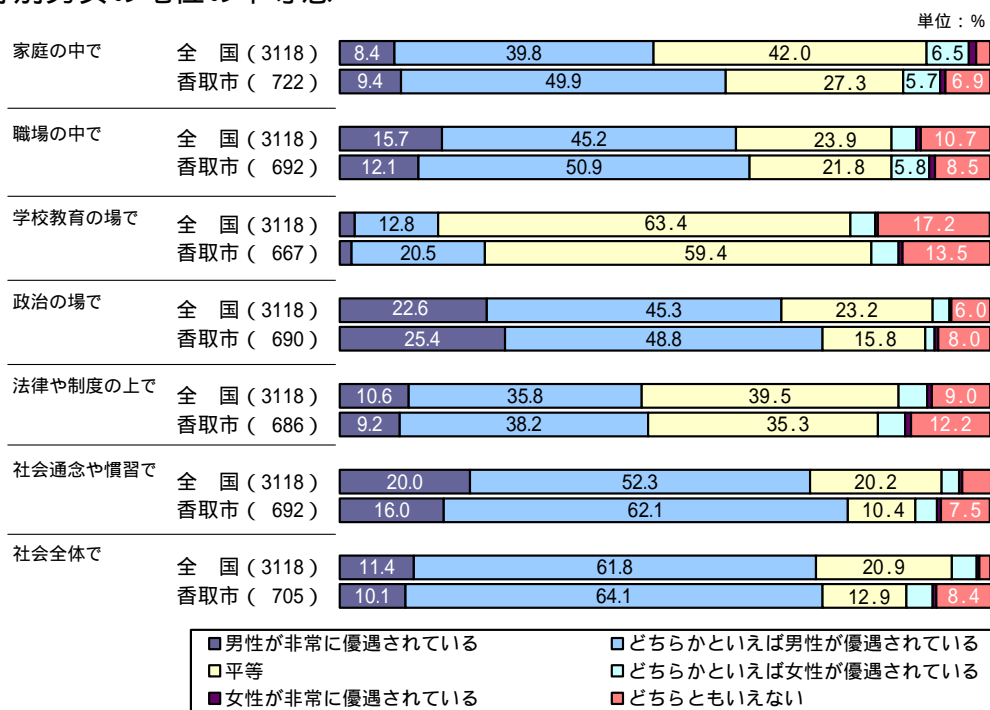
さらに、性別による役割分担意識は、次の世代を担う子どもの意識に大きく関わることから家庭教育の充実や地域におけるさまざまな学習機会が必要であると言えます。

また、さまざまな生涯学習活動が行われていますが、生涯学習により知識と経験を深めていくことは、より多くの女性が社会のさまざまな分野に主体的に参画していく力を身につけることにもつながります。

学校教育における男女平等を推進し、生涯を通じた男女共同参画への理解を深める学習機会を提供します。

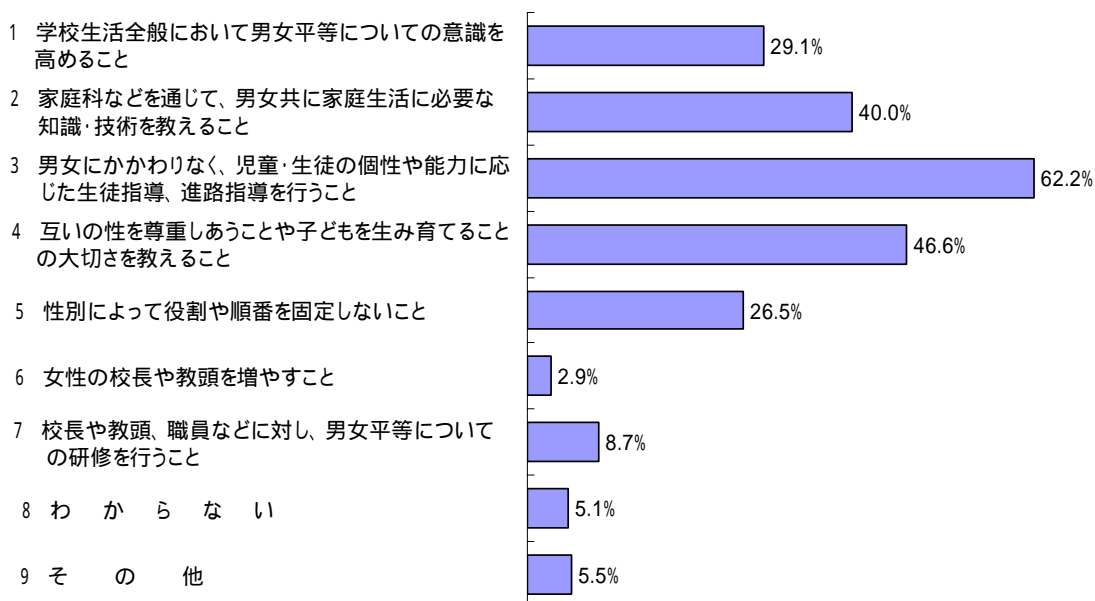


## 分野別男女の地位の平等感



## 学校教育で大切なこと

(回答者数=725)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成20年

## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

成長段階・発達段階にあわせた男女平等教育を推進するため、授業や学校行事、教員の意識などあらゆる面で男女を差別しない学校教育を推進します。

男女別の名簿やグループ分けなど必要以上に男女を分ける慣行の見直しや、性別にこだわらず、多様な進路選択ができるよう進路指導の充実などを図ります。

事業名	事業内容	担当課
男女平等の視点を盛り込んだ人権尊重教育の推進	人権尊重教育の一環として、男女平等について学ぶ授業等を行います。	学校教育課
性教育の推進	男女の身体の違いや生命を産み育てる両性のあり方等、男女生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。	学校教育課
男女平等の視点に立った進路指導の実施	進路指導を行う上で、児童生徒や保護者に対し、男女平等の視点到配慮し、個々に応じた指導を行います。	学校教育課
教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	教職員に対し、男女共同参画に関する研修等を実施します。	学校教育課

### ( 2 ) 社会における男女平等に関する教育・学習の推進

家族全員が男女平等の視点に立って、家族が協働しながら次世代を担う子どもを育てることができるよう情報の提供や啓発を行います。

また、市民の男女平等への理解を深め、男女共同参画社会づくりに向けた実践活動を促進するため生涯学習機会の提供を図ります。

事業名	事業内容	担当課
男女平等に関する講座の充実	男女平等に関する講座等の充実を図ります。	市民活動推進課



## 施策の基本方向 4 . 健康支援と生き方支援の促進

### 【 現状と課題 】

健康であることは女性にとっても男性にとっても重要なことですが、特に女性は、妊娠・出産のための機能を有しているという特徴を持っています。子どもを安心して産み育てられるような母子健康医療体制を充実させる一方で、男女が対等な関係のもと妊娠・出産などについて理解しあえる環境づくりに努めます。

また、関係機関と連携し、女性自らが心身の健康について正しい知識と情報を持ち、生涯にわたり主体的に健康の保持・増進を図ることができるよう支援します。



### 【 施策の方向 】

#### ( 1 ) 健康増進への支援促進

性感染症・エイズ等の予防について関係機関との連携のもと、情報提供や普及啓発に努めるとともに、健康を脅かす問題について知識の普及を図り、各年代に応じて適切な健康管理ができるよう、健康教育、健康相談を充実します。

事業名	事業内容	担当課
性感染症・エイズ予防と喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	感染症の予防や喫煙等が及ぼす健康への影響について、対象に合わせた啓発活動を行います。	健康づくり課 社会福祉課
健康づくり意識の啓発の推進	広報紙やパンフレットの配布、イベント等により、健康に対する意識の普及・啓発活動を推進します。	健康づくり課
性差医療に関する情報の収集・提供	性差医療、相談等に関する情報の収集と提供を行います。	健康づくり課
性差や年代等に応じた健康教育、健康相談の充実	健康教育、健康相談の実施において、性差や年代など、個々に応じたきめ細やかな相談の対応に努めます。	健康づくり課
健診に対する情報提供及び健診体制の整備	妊婦・乳幼児健診、成人の健康診査（がん検診等）の事業の充実、受けやすい健診体制の整備に努めます。	健康づくり課

## ( 2 ) 妊娠・出産に関する支援の充実

妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスや周産期医療体制 を充実します。特に、晩婚化、晩産化が進むなか、安全な出産を確保するため、ハイリスク妊婦 の健康診査や働く女性のニーズにあった受診しやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
不妊治療費助成の充実	経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成を行います。	子育て支援課
妊娠・出産に伴う健康支援の推進	ママパパ教室、乳幼児の健康診査等を実施するとともに、妊婦健康診査受診券の利用を促し、安全な妊娠・出産のための母子保健施策を推進します。	健康づくり課
妊娠・出産に関する相談体制の充実	妊産婦・新生児訪問相談活動により、育児相談や必要な情報提供を行い、出産や育児に関する不安を和らげます。	健康づくり課
妊産婦に対する理解と協力	妊産婦に関する正しい知識の普及に努め、妊産婦への理解と協力を促します。	健康づくり課

## ( 3 ) 男性の生き方支援

男女ともに仕事と家庭生活、地域生活が両立されたライフスタイルの定着が図られるよう、多様な生き方や働き方に関する意識啓発と職場の理解促進に努めます。

事業名	事業内容	担当課
男性の生き方に関する支援の促進	男性の生き方について、多様な生き方が選択できる環境づくりに取り組みます。	市民活動推進課 生涯学習課
男性のための生活技術等の学習支援の促進	男性を対象とした料理教室など、生活技術に関する講座等を開催します。	社会福祉課
男性のための相談窓口の活用促進	男性のための総合相談窓口の活用を促進します。	市民活動推進課

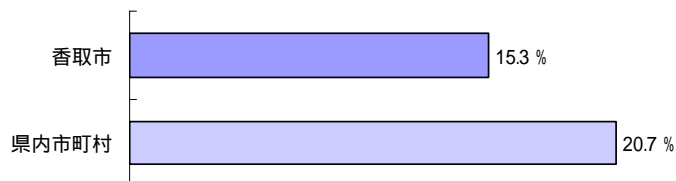
## 基本目標

# 誰もが多様な生き方ができる体制の構築

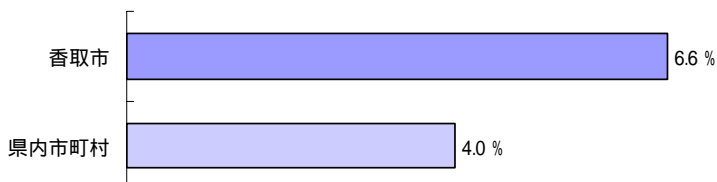
個人の意見を尊重し、男女が対等に参画できるよう女性の参画支援と人材育成に取り組みます。

目 標	平成 20 年度 現 状 値
審議会等における女性委員の占める割合を 30% まで高める	15.3%
市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合を 10% まで高める	6.6%

### 審議会等における女性委員の占める割合



### 市職員（うち一般行政職）の女性登用（課長相当職以上）の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」平成 20 年度

## 施策の基本方向

1. 情報共有、参加・選択機会の平等の推進
2. 意思決定過程への参画支援
3. 協働による体制づくりの推進

## 施策の基本方向 1 . 情報共有、参加・選択機会の平等の推進

### 【 現状と課題 】

あらゆる分野に男女が対等に参画していくためには、ともに学習し、情報を共有しつつ、必要に応じて相談できる体制が整っていることが重要です。

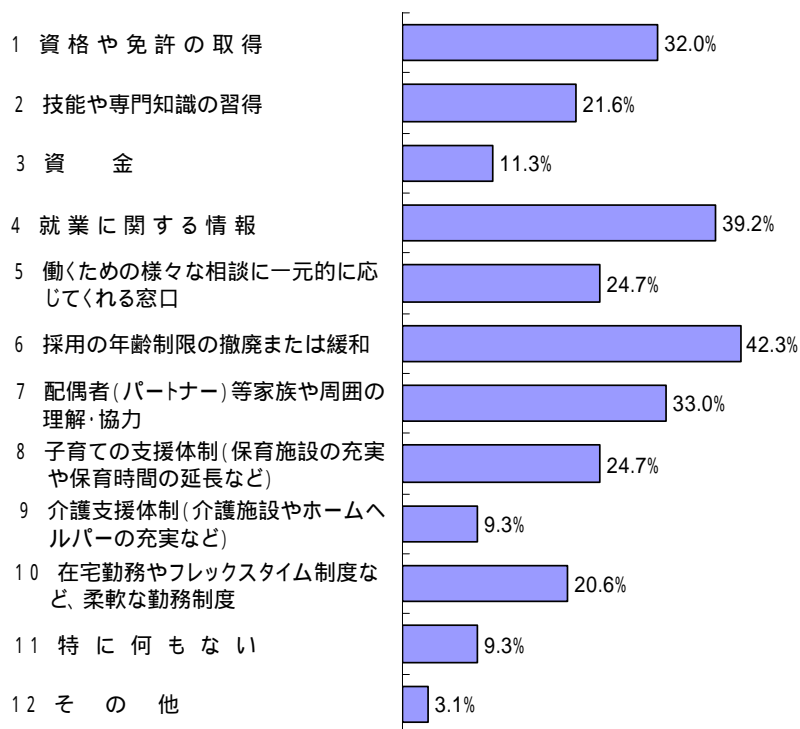
しかし、現状では、講演会や講座に関して、内容によっては参加者の性別に偏りが見られる場合もあります。

男女が社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できるよう再就職、起業、地域づくり等に関する情報を提供するとともに、必要な知識や能力を身につけるための学習機会の充実を図ります。

また、誰もがさまざまな活動に自由に参加でき、多様な生き方を認めあえるよう参加・選択機会の平等を推進します。

### 仕事を始めるにあたって必要なこと

(回答者数=97)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成20年

## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 情報共有、学習機会の創出と相談体制の充実

再就職、起業、地域活動、キャリアアップ等にチャレンジする人に役立つ男女共同参画に関する情報を提供するとともに、関係機関と連携を図りながら、相談体制を充実します。

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画に関する情報の収集・提供	国・県及び地方公共団体・民間団体発行の資料の収集に努めます。また、講座・イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置するとともに、広報紙、ホームページ等を活用した情報提供を行います。	市民活動推進課
男女共同参画に関する講座、イベントの開催	誰もが参加しやすい環境に配慮し、男女共同参画に関する講座やイベント等を開催します。	市民活動推進課
男女共同参画に関する出前講座の実施	市民からの依頼による出前講座を実施します。	市民活動推進課

### ( 2 ) 参加・選択機会の平等の推進

さまざまな活動に自由に参加でき、多様な生き方が選択できる機会が平等に確保されるよう、意識の啓発や体制づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
参加・選択機会の平等への意識啓発の促進	誰もがさまざまな活動に自らの意思により、自由に参加や選択ができるよう、意識の啓発に努めます。	市民活動推進課
多様な生き方を認めあう体制づくりの促進	参加や選択機会の平等を推進することにより、多様な生き方を認めあう体制づくりに取り組みます。	市民活動推進課

## 施策の基本方向 2 . 意思決定過程への参画支援

### 【 現状と課題 】

市の政策・方針決定に役割を果たしている審議会や委員会における女性の登用を進めることは、市のあらゆる施策に男女の意見を十分に反映した男女共同参画の視点を取り入れることにつながります。

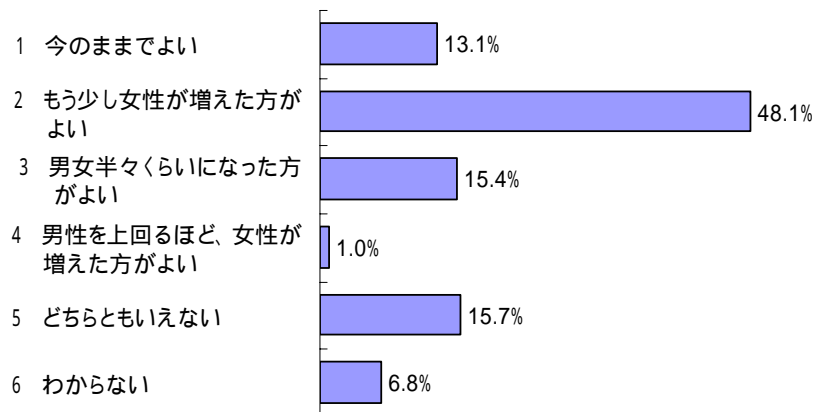
しかし、市民活動や地域活動の分野において、活動する女性は多いものの方針決定過程への参画は少ない状況にあります。

また、地域の団体などでは、主として活動を担っているのは女性でも、リーダーや代表は男性というところが少なくありません。逆に、男性は決定権はあるが、地域活動への参加機会は少なくなっています。

これからは、男性の地域社会への参加を広めるとともに、女性が方針決定の場に参画することにより、新たな視点や発想をまちづくりに反映させていくことに努めます。

### 審議会、委員会等の女性委員の状況について

(回答者数=695)



資料：香取市「男女共同参画に関する市民意識調査」平成 20 年



## 【 施策の方向 】

### ( 1 ) 意思決定過程への参画促進

女性の意見が反映されにくい審議会等をなくすため、女性の登用に努めるとともに、女性の参画率を高めます。また、各種団体や町内会、PTA等、あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画を促進します。

事業名	事業内容	担当課
審議会等への女性委員の登用の推進	各種審議会等委員への女性の積極的な登用を推進します。	市民活動推進課
女性管理職の育成	女性職員の育成・登用を推進します。	職員課
企業等に対する方針決定への女性の参画の働きかけ	性別にとらわれず優秀な人材を登用できる環境づくりに努めるよう、企業等へPRします。	商工観光課
農業経営等に関する方針決定等への女性の参画の働きかけ	農業経営等において女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	農政課 農業委員会

### ( 2 ) 人材育成のための教育・学習機会の充実

誰もが多様な能力を身につけ、自らの意志によりあらゆる意思決定に参画する力をつけていくための教育・学習機会を充実します。

事業名	事業内容	担当課
女性のエンパワメントのための支援	女性のエンパワメントにつながる学習や情報の提供等を行います。	市民活動推進課
人材を育成する機会の充実	各種講座を開催し、多様な能力を引き出す学習の機会を提供します。	市民活動推進課
能力向上、意識啓発のための各種研修への女性職員の参加促進	各種研修の参加を促進し、女性職員の行政能力のさらなる向上に努めます。	職員課
市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施	市職員を対象に男女共同参画に関する研修を実施します。	市民活動推進課 職員課

## 施策の基本方向 3 . 協働による体制づくりの推進

### 【 現状と課題 】

本計画を推進するためには、市職員をはじめ、市民、市民団体、企業などが計画に対する理解を深め、全市的な広がりをもって、あらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

庁内においては、市職員の意識を高めるとともに、計画の実行に際しては横断的な取り組みが求められます。また、そうした取り組みの効果について検証していく必要があります。

市では、市民の積極的な参画のもと市民団体、企業との連携を図りながら男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを推進します。



### 【 施策の方向 】

#### ( 1 ) 推進体制の充実

庁内における総合的な推進体制をつくとともに、主体的に活動する市民への積極的支援や、市民団体、企業との連携を図りながら計画を推進します。また、市が実施する施策や事業が男女共同参画の視点で行われるよう配慮します。

事業名	事業内容	担当課
庁内推進体制の充実	庁内における推進体制の充実を図るとともに、その効果について検証していきます。	市民活動推進課
推進組織の充実	市民などで構成する男女共同参画推進懇話会等の充実を図ります。	市民活動推進課



## ( 2 ) 国・県との連携強化

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、社会情勢の変化にも対応した施策の展開が必要なことから、国・県と連携して効果的な取り組みに努めます。

事業名	事業内容	担当課
国・県との連携した取り組みの推進	国・県との連携を密にし、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	市民活動推進課
男女共同参画に関する情報の収集・提供（再掲）	国・県及び地方公共団体・民間団体発行の資料の収集をするとともに、講座・イベント等のチラシやパンフレットを公共施設内や公共機関等に設置、提供します。	市民活動推進課
県内市町村との情報交換	県内市町村との情報交換を積極的に行い、男女共同参画施策の推進に取り組みます。	市民活動推進課



## 参 考 资 料

---



# 1 . 香取市の男女共同参画の取り組み

年 月 日	作 業 内 容
平成 20 年 1 月 28 日(月)	平成 19 年度第 1 回香取市男女共同参画推進本部及び幹事会 香取市男女共同参画推進本部及び幹事会の設置について 今後の男女共同参画施策推進の方法について 男女共同参画の推進について
平成 20 年 3 月 18 日(火)	平成 19 年度第 1 回香取市男女共同参画推進懇話会 役員の選出について 香取市における男女共同参画推進体制について 千葉県内の男女共同参画推進現状について 今後の男女共同参画施策の推進方法について
平成 20 年 7 月 1 日(火) ~ 15 日(火)	男女共同参画に関する市民意識調査
平成 20 年 8 月 6 日(水) 18 日(月) 22 日(金) 全 4 回開催	男女共同参画に関する職員研修会 男女共同参画社会とは 男女共同参画社会基本法 男女共同参画に関する国内外の動き 男女共同参画をめぐる現状 千葉県男女共同参画計画(第 2 次)
平成 20 年 8 月 29 日(金)	香取市男女共同参画推進本部・推進本部幹事会委員研修会 男女共同参画とは 男女共同参画をめぐる国内外の動き 男女共同参画社会基本法について 我が国における男女共同参画の現状 男女共同参画計画(第 2 次)について 千葉県男女共同参画計画(第 2 次)について
平成 20 年 9 月 18 日(木) ~ 30 日(火)	男女共同参画に関する職員意識調査
平成 20 年 12 月 17 日(水)	平成 20 年度第 1 回香取市男女共同参画推進懇話会 平成 20 年度の取組みについて 男女共同参画に関する市民意識調査報告書について 男女共同参画に関する職員意識調査報告書について 男女共同参画地域セミナーの開催について
平成 21 年 3 月 19 日(木)	平成 20 年度第 2 回香取市男女共同参画推進懇話会 香取市における男女共同参画の推進について 研修「男女共同参画と地域づくり」
平成 21 年 4 月 1 日(水) ~	香取市男女共同参画計画(案)検討・作成
平成 21 年 10 月 1 日(木) 12 日(月) 全 4 回開催	(仮称)香取市男女共同参画計画説明会 香取市市民協働指針(かとり風)について (仮称)香取市男女共同参画計画の策定について

平成 21 年 10 月 15 日(木) 21 日(水)	男女共同参画に関する職員研修会 講義「男女共同参画の視点での事業の進め方」 (仮称)香取市男女共同参画計画について グループワーク
平成 21 年 11 月 16 日(月)	香取市小見川区協議会 ・(仮称)香取市男女共同参画計画について
平成 21 年 11 月 17 日(火)	香取市佐原区協議会 ・(仮称)香取市男女共同参画計画について
平成 21 年 11 月 18 日(水)	香取市栗源区協議会 ・(仮称)香取市男女共同参画計画について
平成 21 年 11 月 19 日(木)	香取市山田区協議会 ・(仮称)香取市男女共同参画計画について
平成 21 年 12 月 24 日(木) ~平成 22 年 1 月 7 日(木)	関係課における男女共同参画に係る事業確認作業
平成 22 年 1 月 12 日(火)	平成 21 年度第 1 回香取市男女共同参画推進本部幹事会 ・(仮称)香取市男女協働参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 1 日(月)	平成 21 年度第 1 回香取市男女共同参画推進本部 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 1 日(月)	平成 21 年度第 1 回香取市男女共同参画推進懇話会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 4 日(木)	香取市男女共同参画計画(案)説明会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 4 日(木)	香取市栗源区協議会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 5 日(金)	香取市山田区協議会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 9 日(火)	香取市議会全員協議会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 9 日(火) ~ 3 月 1 日(月)	パブリックコメント
平成 22 年 2 月 10 日(水)	香取市小見川区協議会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 2 月 12 日(金)	香取市佐原区協議会 ・香取市男女共同参画計画(案)について
平成 22 年 3 月 9 日(火)	パブリックコメント実施結果の公表
平成 22 年 3 月 16 日(火)	平成 21 年度第 2 回香取市男女共同参画推進懇話会 香取市男女共同参画計画について 男女共同参画の推進方法について
平成 22 年 3 月 31 日(水)	香取市男女共同参画計画策定

## 2. 世界・国・県の男女共同参画の動き

	世界	日本	千葉県
昭和 50 年 (1975 年)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催	
昭和 52 年 (1977 年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館オープン	・千葉県婦人問題行政連絡協議会設置
昭和 53 年 (1978 年)			・「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し婦人班を設置
昭和 54 年 (1979 年)	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		・各支庁に婦人問題担当窓口を設置
昭和 55 年 (1980 年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後期行動プログラム」採択		・婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
昭和 56 年 (1981 年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「千葉県婦人施策推進総合計画」策定 ・千葉県青少年婦人会館開設
昭和 57 年 (1982 年)			・婦人問題推進のつどい開催
昭和 58 年 (1983 年)			・女性管理能力養成講座開設
昭和 59 年 (1984 年)	・「国連婦人の十年」ESCAP 地域政府間準備会議開催(東京)		
昭和 60 年 (1985 年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦 2000 年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(目標:平等、開発、平和)	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「婦人問題に関する意識調査」実施 ・千葉県婦人問題懇話会設置
昭和 61 年 (1986 年)		・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・婦人フォーラム県大会開催 ・「千葉県婦人計画」策定 ・婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施
昭和 62 年 (1987 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 ・婦人問題企画推進本部参与拡充	
昭和 63 年 (1988 年)	・女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告審査		・国際婦人フォーラム開催
平成元年 (1989 年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	・「婦人問題に関する意識調査」実施
平成 2 年 (1990 年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「青少年婦人課」に「婦人政策室」設置
平成 3 年 (1991 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・「さわやかちば女性プラン」策定
平成 4 年 (1992 年)			・「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
平成 5 年 (1993 年)			・千葉県女性白書「ちば女性のすかた」発行 ・「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施
平成 6 年 (1994 年)	・女子差別撤廃条約実施状況第 2 , 3 回報告審査 ・ESCAP 地域準備会議(ジャカルタ)	・男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置(婦人問題企画推進本部を改組)	

平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正・介護休業制度の法制化	・第4回世界女性会議(NGOフォーラム)派遣事業実施
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ちば新時代女性プラン」策定 ・千葉県女性センター開設
平成9年 (1997年)		・「男女共同参画審議会設置法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正	
平成10年 (1998年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
平成11年 (1999年)	・ESCAP ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「女性に対する暴力のない社会をめざして」答申 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 ・「ストーカー規制法」公布 ・「男女共同参画基本構想(第1次)」閣議決定	・「千葉県女性施策推進懇話会」を「千葉県男女共同参画推進懇話会」へ改称 ・「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
平成13年 (2001年)		・男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「配偶者暴力防止法」公布、施行	・「千葉県男女共同参画計画」策定
平成14年 (2002年)		・「改正育児・介護休業法」施行	・千葉県女性サポートセンター開設 ・男女共同参画課内にDV対策担当チームを設置
平成15年 (2003年)	・女子差別撤廃条約実施状況第4, 5回報告審査	・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
平成16年 (2004年)		・「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定 ・「刑法」改正	・「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」の実施
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」決定	
平成18年 (2006年)	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	・「男女雇用機会均等法」改正	・「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 ・ちば県民共生センター・同東葛飾センター開設 ・「千葉県男女共同参画構想(第2次)」策定
平成19年 (2007年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(インド)	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・少子化社会対策会議「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正	・「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足
平成20年 (2008年)	・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	・厚生労働省「新待機児童ゼロ作戦」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定	



# 3 . 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役

割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の

形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

## 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### **附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 4 . 香取市男女共同参画推進懇話会設置要綱

(設置)

**第1条** 市は、男女共同参画社会の形成を推進するにあたり、広く市民の意見を聴くため、香取市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、意見等を市長に提言する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に必要と認める事項

(組織)

**第3条** 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域住民を代表する者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第5条** 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第7条** 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 懇話会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 5 . 香取市男女共同参画推進懇話会委員名簿

(敬称略)

氏名	区分、団体等の名称等		
林 藤 江	第1号委員	元千葉県男女共同参画推進懇話会委員	会長
遠 藤 龍 一	第1号委員	弁護士	
小 林 尚 英	第2号委員	香取人権擁護委員協議会香取支部会長	
香 取 昭 一	第2号委員	民生委員児童委員協議会連合会長	
堀 越 豊 文	第2号委員	香取郡市PTA連絡協議会会長	
谷 本 智 信	第2号委員	香取市子ども会育成連合会会長	
伊 藤 はつ子	第2号委員	J Aさわら女性部長	
鈴 木 三千子	第2号委員	J Aかとり女性部	
小 川 静 子	第2号委員	佐原商工会議所女性会	
片 岡 久 江	第2号委員	香取市商工会女性部長	
本 郷 靖 枝	第3号委員	佐原区協議会副会長	副会長
林 三和子	第3号委員	小見川区協議会委員	
椎 名 宥 心	第3号委員	山田区協議会委員	
高 木 美津江	第3号委員	栗源区協議会委員	

平成22年2月現在



## 6 . 香取市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

**第1条** 市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、香取市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進及び調整に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の策定、推進及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策に関すること。

(組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、推進本部の会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 推進本部は、本部長が招集し、議事を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

**第5条** 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、男女共同参画に関する施策等の推進について調査研究し、推進本部に報告する。
- 3 幹事会の委員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 4 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。
- 5 幹事長は男女共同参画担当部長を、副幹事長は男女共同参画担当課長をもって充てる。

(庶務)

**第6条** 推進本部の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(その他)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表(第3条第1項)

区分	職名
本部長	副市長
副本部長	男女共同参画担当部長
本部員	部長、会計管理者、議会事務局長、区事務所長

## 7. 用語の解説

掲載ページ	用語	解説
P 1	男女雇用機会均等法	正式名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、「勤労婦人福祉法」を前身として昭和 60 年（1985 年）に改正された。「性別を理由とする差別の禁止」「間接差別の禁止」「婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」「セクシュアル・ハラスメントの防止」等により構成される。現在までに 2 度の改正が行われ、平成 18 年（2006 年）の改正では男性への差別の禁止も明記された。
P 1	育児・介護休業法	正式名称を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、平成 7（1995）年に育児休業法を改正し、この名称に改正された。労働者から育児・介護休業の申請があった場合の事業主（使用者）の義務及び育児・介護休業の条件等について定める法律で、当初は努力義務とされたが、平成 11（1999）年 4 月からは全ての事業所に義務づけられた。
P 1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
P 2	協働	異なる者が共通の目的を達成するために、それぞれの能力を活かし、対等な立場で協力すること。
P 10	性別による固定的役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。
P 10	セクシュアル・ハラスメント	「性的いやがらせ」のことで、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、単に雇用関係にあるものの間のみならず、施設における職員とその利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうる。
P 24	フレックスタイム	労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。
P 25	家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要となる。「家族経営協定」はこれを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。
P 33	ワークショップ	元々は「仕事場、工房」の意味で、講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で自由に討論し、交流すること。
P 40	ジェンダー	生物学的な性別を示す「セックス」に対して、社会的・文化的に女（男）はこうあるべきとした性別の概念のこと。
P 44	周産期医療体制	妊娠満 22 週から生後 1 週未満までの期間を周産期と呼ぶが、この期間の突発的な緊急事態に備えた、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制のこと。
P 44	ハイリスク妊婦	母体または胎児が重篤な病気を発症したり死亡する可能性が通常より高い、出産の前後に何らかの合併症が起こる可能性が通常より高い妊婦のこと。
P 49	女性のエンパワーメント	直訳は「力をつけること」。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持ち、よりよい社会を築いていくための変革の主体になること。

## 香取市男女共同参画計画

- 互いに支えあい、一人ひとりが尊重され笑顔の溢れる地域のために -

平成 2 2 年 3 月

---

発 行 千葉県香取市  
編 集 市民環境部市民活動推進課  
千葉県香取市佐原口 2127 番地  
TEL 0478-54-1111 (代表)  
FAX 0478-52-4566  
URL <http://www.city.katori.lg.jp>

